遺族基礎年金　－支給される－	
支給要件	①被保険者又は被保険者だった者が、次のa.～d.のいずれかに該当すること a.被保険者が死亡したとき b.被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、かつ60～65歳未満である者が、死亡したとき c.保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき（納付要件問われない） ※保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間並びに65歳に達した日の属する月以後の厚生年金保険の被保険者期間を合算した期間が25年以上であるものは、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であるものとみなす ②a.b.に該当する場合は、死亡日の前日における保険料納付要件を満たしていること
保険料納付要件	①死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があるときは、保険料納付済期間＋保険料免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること（40年の約2/3は25年） ②死亡日が令和18.4.1前にあるときは、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの1年間のうちに、保険料納付済期間および保険料免除期間以外の被保険者期間がないとき （ただし、死亡日において65歳以上の者には支給されない）
遺族の範囲	
遺族の範囲	被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、生計維持していた配偶者又は子であって、次の要件を満たしている者に支給される ①配偶者については、死亡当時、生計維持し、②に掲げる子と生計を同じくすること ②子については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにあるか、20歳未満であって障害等級に該当する障害状態にあり、かつ現に婚姻をしていないこと ※死亡当時、胎児であった子が生まれたときは、将来に向かって、死亡当時、生計維持していたとみなし、配偶者はその子と同じくしたものとみなす。
遺族基礎年金の額	
遺族基礎年金の額	780,900円×改定率
子の加算額　（1・2人目の子） （3人目以降の子）	224,700円×改定率 74,900円×改定率
配偶者に支給する額	遺族基礎年金の額（780,900円×改定率）に、生計を同じくした子につき、それぞれその加算額を加えた額。　※最低額が1,005,600円×改定率となる
年金額の増額改定	配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得した当時、胎児であった子が生まれたときは、その子は、配偶者がその権利を取得した当時、遺族の範囲に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子とみなされ、その生まれた日の属する月の翌月から、遺族基礎年金の額を改定される
年金額の減額改定	受給権に係る子が2人以上ある場合で、その子のうち1人を除いた子の1人又は2人以上が次のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の翌月から、その該当するに至った子の数に応じて、年金額が改定される ①死亡したとき ②婚姻したとき（届出してないが、事実上の婚姻関係も含む） ③配偶者以外の者の養子となったとき（届出してないが、事実上の養子縁組関係も含む） ④離縁によって、死亡した被保険者または被保険者であった者の子でなくなったとき ⑤配偶者と生計を同じくしなくなったとき ⑥18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級1・2級に該当するときを除く ⑦障害等級1・2級にある子について、その事情がやんだとき。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは除く ⑧20歳に達したとき
子に支給する額	遺族基礎年金の額（780,900円×改定率）。ただし、子が2人以上いるときは、その額に加算額（2人目から換算）を加えた額。　※最低額が780,900円×改定率となる
年金額の改定	受給権を有する子の数に増減を生じたときは、増減を生じた日の属する月の翌月から、年金額が改定される
遺族基礎年金の支給停止	
配偶者と子に共通の支給停止要件	労基法の規定による遺族補償が行われるときは、死亡日から6年間、その支給が停止される
配偶者に対する支給停止要件	所在が1年以上明らかでないときは、子の申請によって、所在が明らかでなくなったときにさかのぼって支給停止される ※支給を停止された配偶者は、いつでもその支給停止の解除を申請することができる
子に対する支給停止要件	①配偶者が遺族基礎年金の受給権を有するとき（配偶者が支給停止されているときを除く）は、その間、支給が停止される ②生計を同じくするその子の父もしくは母があるときは、その間、支給が停止される ③子が2人以上いるとき、1人以上の子の所在が1年以上明らかでないときは、その子に対する遺族基礎年金は、他の子の申請によって、所在が明らかでなくなったときにさかのぼって支給停止される ※支給を停止された子は、いつでもその支給停止の解除を申請することができる
遺族基礎年金の失権	
配偶者と子に共通する失権事由 （いずれか）	①死亡したとき ②婚姻したとき（届出してないが、事実上の婚姻関係も含む） ③養子となったとき（届出してないが、事実上の養子縁組関係も含む）　※直系血族または直系姻族の養子を除く
配偶者のみの失権事由 （すべての子がいずれかに該当）	①死亡したとき　（すべての子が） ②婚姻したとき（届出してないが、事実上の婚姻関係も含む） ③配偶者以外の者の養子となったとき（届出してないが、事実上の養子縁組関係も含む） ④離縁によって、死亡した被保険者または被保険者であった者の子でなくなったとき ⑤配偶者と生計を同じくしなくなったとき ⑥18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級1・2級に該当するときを除く ⑦障害等級1・2級にある子について、その事情がやんだとき。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは除く ⑧20歳に達したとき
子のみの失権事由 （いずれか）	①離縁によって、死亡した被保険者または被保険者だった者の子でなくなったとき ②18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき。ただし、障害等級1・2級に該当するときを除く ③障害等級1・2級にある子について、その事情がやんだとき。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときは除く ④20歳に達したとき

SAMPLE